

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年9月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500248号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600009号

第1 結論

昭和59年6月及び同年7月の請求期間、昭和60年3月及び同年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年6月及び同年7月
② 昭和60年3月及び同年4月

請求期間①及び②について、船員保険の被保険者資格を喪失した後、父が私の国民年金の加入手続きを行い、町内会婦人部の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。

妻の年金記録では、請求期間①及び②について、国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間①及び②(以下「両請求期間」という。)に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に死亡しており、請求者自身は両請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の両請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者は、国民年金被保険者資格を昭和58年9月10日に喪失した後、昭和61年6月30日に再取得していることが確認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡は見当たらないことから、両請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者の父親は、請求者の両請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

さらに、請求者は、両請求期間当時、一緒に同居していたとする請求者の兄への照会を希望しておらず、同人から請求者の両請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない上、請求者及び請求者の父親が、両請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が両請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600031号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600010号

第1 結論

平成8年12月から平成14年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年12月から平成14年2月まで

請求期間の国民年金保険料については、A市に居住し、元夫と一緒に納付書を使い郵便局で滞納することなく納付していたはずなのに、年金記録では未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求期間当時、元夫と一緒に納付していたとしているが、請求者の元夫に照会するも回答が得られず、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況について確認できない上、A市の国民年金被保険者名簿及び請求期間直後の転居先であるB市の国民年金管理カードにおいて、請求者の請求期間の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致していることから、請求者が、請求期間に係る保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、請求者が納付書により国民年金保険料を納付していたとする郵便局には、保険料の収納を確認できる資料は保管期間経過のため残されておらず、請求者の請求内容を裏付ける資料は得られない。

さらに、請求期間は平成8年12月を除き基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、請求期間は63か月と長期間であり、行政機関がこれだけの長期間にわたり、同一人に対し収納事務処理誤りを繰り返す

ことは考え難い。

加えて、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600070号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月31日

平成3年にA事業所に入社後、平成16年に同社を退職するまで、毎年12月末に賞与が支給されていた。

平成15年4月からは、厚生年金保険に賞与が記録されるようになったはずであるにもかかわらず、請求期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録について、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る支払明細書及び請求者のA事業所における賞与の支払状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、平成15年12月に同社から10万円の賞与の支払を受けたことが認められる。

しかしながら、上記支払明細書において、控除額の欄に何も記載されていないことから、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、当該事業所の事業主は、「請求期間当時の資料は無く、当時の状況は不明である。私も、請求期間の賞与については覚えていない。」と陳述している。

さらに、請求者は、「A事業所に勤務していた当時は、毎年、確定申告をしていた。」と述べていることから、請求者の住所地を管轄する税務署に対し、当時の確定申告書等の資料の提供を求めたものの、同税務署は、当時の資料を保管していな

いと回答しており、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、総報酬制が導入された平成 15 年 4 月 1 日以後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている者は、請求者及び事業主の二人であることが確認でき、このほかに請求期間に係る賞与の取扱いについて照会を行うことができる同僚がいないことから、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる関連資料や陳述を得ることができない。

なお、請求者は、「年末の賞与から控除される社会保険料については、翌月に控除されることがあったと記憶しており、その際、支払明細書とは別の紙に控除額が記載されたものを交付されたと思う。請求期間についても同様であった可能性がある。」と述べているが、請求者は、当該事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500236号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600041号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA事業所a支所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA事業所a支所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和21年3月から同年4月20日まで
② 昭和26年2月から同年8月まで

請求期間①について、訂正請求記録の対象者は、昭和21年3月からA事業所a支所で勤務していたと話していたが、年金記録によると、同事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年4月20日となっている。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者は、A事業所b支所を昭和26年2月に退職後、同年同月から同年8月までの期間、A事業所a支所で勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両請求期間について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者が昭和59

年頃に作成したとする履歴書によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 21 年 3 月に A 事業所 a 支所に入社した旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、B 事業所（A 事業所 a 支所及び A 事業所 b 支所の後継事業所）から提出された訂正請求記録の対象者の A 事業所 b 支所における人事記録によると、前歴欄に「A 事業所 a 支所 自 21 年 4 月至 25 年 12 月」と記載されていることが確認できる上、B 事業所は、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険の届出及び同保険料控除については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間①当時、訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していた者として同僚二人の名前を挙げているが、いずれも姓のみであり個人が特定できない上、A 事業所 a 支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間①及びその翌月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた 20 人に照会し、8 人から回答が得られたものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はいないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態等について確認することができない。

さらに、請求者の妹は、自身の夫（故人）は A 事業所 a 支所で訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していた旨の申立書を提出しているが、訂正請求記録の対象者の勤務期間については分からないと陳述している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る請求者の主張を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 請求期間②について、請求者から提出された上述の履歴書によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 26 年 10 月に A 事業所 a 支所を退社した旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、上述の A 事業所 b 支所における人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 26 年 2 月 5 日付けで依願退職したことが確認できる上、B 事業所は、当該人事記録以外に訂正請求記録の対象者に係る資料は見当たらない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②当時、訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していた者として同僚二人の名前を挙げているが、いずれも姓のみであり個人が特定できない上、請求者は、請求期間②における訂正請求記録の対象者の勤務先は A 事業所 a 支所であったが、A 事業所 b 支所で勤務する者として取り扱われていたことも考えられるとしていることから、A 事業所 a 支所及び A 事業所 b 支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間②及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存及び所在が確認できた 33 人に照会し、17 人から回答が得られたものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はいないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態

等について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る請求者の主張を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600069号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600042号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年3月24日から同年4月1日まで
② 昭和53年5月1日から同年9月10日まで

年金記録によると、A事業所の厚生年金保険の被保険者期間は昭和53年3月24日から同年9月10日までとなっている。

当該事業所で勤務を開始したのは昭和53年3月下旬であるが、当初は見習期間であり、正規の採用日は同年4月1日である。また、昭和53年8月に行われたB町の職員採用試験を受験するため、当該事業所を退職したのは同年4月末日である。

年金額が減額されても構わないので、請求期間①及び②について、正規の勤務期間に基づく被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A事業所における当該請求期間は見習期間であり、正規の勤務期間ではないと主張しているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は、厚生年金保険法第13条において、「適用事業所に使用されるに至った日」と規定されている。

また、請求期間①当時、当該事業所で社会保険事務を担当していたとする者は、「当該事業所は、全ての従業員について、入社した時から厚生年金保険に加入さ

せており、その手続は、雇用保険と一緒に進んでいた。」と陳述しているところ、厚生年金手帳記号番号払出簿及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、厚生年金保険記号番号が請求者と連番で払い出され、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚3人のうち、自身の勤務開始時期を記憶している二人は、「請求者と同期入社であり、昭和53年3月から勤務していた。」と陳述している。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、請求者及び上述の同僚3人の被保険者資格取得日は、いずれも、昭和53年3月24日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることから、当該事業所は、従業員について入社当初から厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

- 2 請求期間②について、請求者は、昭和53年8月に行われたB町の職員採用試験を受験するため、当該事業所を同年4月末日に退職したと主張しているが、当該事業所は、商業登記簿謄本によると、平成27年1月20日に解散しており、オンライン記録によると、事業主は既に死亡している上、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間②当時、厚生年金保険被保険者であった12人に照会し、10人から回答が得られたものの、請求者の退職時期について、具体的な陳述を得ることができなかったことから、請求者の当該事業所における勤務期間について確認することができない。

また、請求者が勤務していたB町から提出された昭和53年度のC支庁管内町村職員採用試験公告によると、採用試験は昭和53年10月22日であったことが確認できるほか、当時、請求者がB町に提出したC支庁管内町村職員採用試験申込書によると、当該事業所の在職期間について、「53年4月～9月」と記入していることが確認できる上、B町の請求者に係る職務履歴書によると、町採用前の職歴として、昭和53年4月から同年9月までの期間、当該事業所に在籍していた旨記載されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の当該事業所における離職日は、昭和53年9月9日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和53年9月10日）と符合している上、請求者が被扶養者として加入していた共済組合は、「請求者の被扶養者期間は、昭和53年9月11日から昭和54年3月31日までである。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間②における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の両請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について、訂正を認めることはできない。